

障害者差別解消法に関する条例の制定を求める請願書

平素から障がい者福祉の向上にご尽力を賜りまして、心より感謝申し上げます。

去る8月2日、遠賀郡における三障がい（身体・知的・精神）の関係者が連携をとって活動するための「遠賀郡障がい者団体連絡協議会」を立ち上げ、「障がい者も共に安心して暮らせる地域づくり」のスローガンを掲げて活動を開始したところでもあります。今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

さて、平成25年6月に障害者差別解消法が成立し、平成26年1月20日に国連の障害者権利条約を批准しました。この条約は、「私たちのことを私たち抜きで決めないで」という精神の下、障がい者の視点で創られた国際人権条約であり、すべての種別の障がい者に、基本的人権と平等を保障し、障がいに基づくあらゆる差別を禁止し、障がい者の社会への参加や受け入れを促すための国際的な基準であります。

この批准により、障害者権利条約は平成26年2月19日から国内法としての効力を発しております。また、障害者差別解消法は、平成28年4月1日から施行されることになりました。

障害者差別解消法第3条「国及び地方公共団体の責務」に「国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない」とあります。

障害者権利条約及び障害者差別解消法は、あくまでも理念であり、それを実効あるものにするためにも、今後、貴芦屋町におかれましても、障害者差別解消法に関する条例を制定していただき、当事者や家族が安心して暮らせるための、具体的な取り組みをしていただきますよう要望し、お願いいたします。

尚、条例策定の際は、障害者権利条約の精神にのっとり、当事者・家族の意見をとり入れていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。